

(案)

令和6年3月21日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会

委員長 小 山 和 利

石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会提言書

令和5年7月5日付石子政第152号で依頼のありました、「(仮称)石狩市子どもの権利に関する条例」の素案作成に関する内容につきまして、当検討委員会としましては、子どもの権利条例について改めて学習し、石狩市の現状や先進事例、市民ワークショップでの議論の結果などを踏まえながら、慎重に議論を重ねてまいりました。

これまでの議論の結果を取りまとめ、別紙のとおり提言いたします。

提言書(案)

石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会

提 言

1 , 「子ども」の定義について

民法の改正により、成人年齢が18歳に引き下げられました。

また、児童福祉法での児童の定義は「満18歳に満たない者」とされ、令和5年4月に施行されたこども基本法では「心身の発達過程にある者」とされています。

こども基本法の施行前に条例が制定された自治体においては、年齢や就学状況などから定義している条文が多く見られますが、石狩市においてはこども基本法に合わせ「心身の発達過程にある者」とすることがよろしいと考えます。

2 , 大切な子どもの権利について

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)に規定されている、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利を基本とし、石狩市の子どもたちにとって大切な権利について議論しました。

子どもにとって大切な権利は、この条例がめざす子どもの権利保障の根拠となるものであり、検討委員会としては次の4点が必要であるとの結論に至りました。

(1) 安全に安心して生きる権利

命が守られ、平和で安全な環境で、安心して暮らすことができます
愛情と理解を持って生まれ、健やかに成長することができます
障がいがあることや性別などの理由による、あらゆる差別を受けません

(2) 自分らしく成長できる権利

自分にあった方法で学ぶことができます
遊ぶことも休むこともできます
一人ひとりの能力や個性を伸ばしながら成長できます
子どもであることにより、不当な扱いを受けません

(3) 意見を表明し、参加する権利

自分の考えや意見を表すことができ、大切に受け入れられます
必要な情報を得ることができます
自分の関わることに自由に意見を言うことができます
いろいろな考えの人が集まって仲間になることができます

(4) 自分を守り、守られる権利

あらゆる権利の侵害から守られます
いじめや虐待などの暴力から、心や体が傷つかないように守られます
秘密は守られます
失敗してもやり直すチャンスや支援を受けることができます

3 , 役割と責務について

対象については次の4点で整理しました。

特に、子どもに一番近いところにいるのは保護者ですので、保護者の役割については明記する必要があるものの、保護者だけに責任を負わせるような表現は避け、子どもの成長のために必要な支援を受けながらその役割を果たすような表現にすることを望みます。

また、「役割」と「責務」についてはいずれも努力義務ではありますが、「責務」はより強い印象を受けるため、対象によって表現を使い分けてはどうかと考えます。

(1) おとなの役割

市民は、子どもの権利が守られるように努めます

事業者は、仕事と子育てが両立できるような環境をつくるように努めます

(2) 保護者の役割

保護者は、子どもにとって最も良いことを第一に考え、愛情と理解を持って子どもを育てます

保護者は、安心して子育てができるように、必要な支援を受けることができます

(3) 子どもに関係する施設の役割

子どもに関係する施設は、子どもにとって最も良いことを第一に考え、愛情を持って指導や支援を行いながら、保護者と連携して子どもを育てます

子どもに関係する施設は、子どもの年齢や個性に応じて、子どもの自主的な活動を支えます

子どもに関係する施設は、いじめや虐待などの防止に努め、相談しやすい環境を整えます

(4) 市の責務

市は、子どもの権利を保障するため、国や他の自治体、関係機関と連携、協力して必要な支援をします

市は、保護者や子どもに関係する施設がそれぞれの役割を果たすことができるように、必要な支援をします

市は、子どもが自分らしく、安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組みます

4 , 子どもの権利の日について

11月20日は昭和29年(1954年)に、国際連合が制定した世界こどもの日で、国際連合総会において児童の権利に関する条約が採択された日でもあります。

石狩市においては、子どもの権利について市民の関心を高め、理解を深めることを目的に、世界こどもの日がある11月を子どもの権利月間として、子どもの権利に関する普及啓発などの事業に取り組んでいただくことを望みます。

5 , 子どもの参加、意見表明について

子どもの権利条約では、子どもは単に保護の対象としてだけでなく権利の主体として捉えられており、子どもの参加や意見表明が重要な権利として位置づけられています。

また、石狩市は全国に先駆けて市民参加条例を制定した市として、これまでも市政に対する市民の意見を広く聴き、参加を促してきた経緯があり、子どもの参加や意見表明については重点的に議論しました。

子どもの意見を積極的にくみ上げていくという姿勢として、「子ども」を主語とした条文を多く入れ込むことがよろしいと考え、次の項目にまとめました。

(1) 子どもの参加について

子どもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加することができます

市は、子どもに関する施策と計画の決定、これらの実施結果の評価などを行うときは大人と同じように子どもにも市民として意見を表明できる機会を設けるよう努めます

市は、子どもが市政に対して意見を表明し自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりを推進します

市民と子どもに関係する施設の関係者は、子どもの多様な社会参加に協力するよう努めます

子どもに関係する施設は、当該施設の運営と活動に子どもの意見を取り入れたり、子どもが参加したり、決定に関わることができるように努めます

市は、子どもが社会参加の楽しさを味わうことができるよう、子どもの社会参加を促進するための人材の育成に努めます

市は、子どもの利用する公共施設について、その運営に子どもの意見が取り入れられたり、参加できる仕組みづくりに努めます

(2) 子どもの意見表明について

子どもは、自由に自分の意見を表明することができます

子どもは、意見を表明したことによる不利益を受けません

子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します

市、市民および子どもに関係する施設の関係者は、子どもが意見を表明しやすい環境の整備に努めます

市、市民および子どもに関係する施設の関係者は、年齢、発達などの理由によって、自分の意思を正しく表現できない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見を代弁するよう努めます

市、市民および子どもに関係する施設の関係者は、子どもに関係のあることを決めるときは子どもの意見を聴き、その意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先されるよう考慮します

市は、子どもの意見の表明が促進されるよう、子どもの意見の表明を支援する人材の育成に努めます

6 , 子どもの権利保障について

第4回検討委員会で議論した内容を掲載します。

7 , 子どもに関する施策の推進について

本条例の目的を踏まえ、市は子どもに関する施策を推進していくこととなりますが、推進にあたっては、市役所内の各部局や関係機関と連携していく必要があり、そのためには、子どもの権利を保障し、総合的に施策を推進する計画の策定が必要であると考えます。

石狩市では、子どもに関わる総合的な計画として「石狩市子どもビジョン」を策定していま

す。他の法令等に基づいて子どもビジョンに包含して策定された計画と同様に、この子どもビジョンを本条例の推進計画として位置付けることで整理します。

また、推進計画の策定にあたっては、検討委員会での議論が最大限反映されますことを申し添えます。

8 , 前文について

第4回検討委員会で議論した内容を掲載します。

9 , 最後に

条文の作成にあたっては、平易な表現の注釈をつけるなど、誰が見てもわかりやすい内容とすることを希望します。

【石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会 委員名簿】 任期：令和5年7月5日～

役職	氏名	所属
委員長	小山 和利	藤女子大学人間生活学部教授
副委員長	伊藤 美由紀	特定非営利活動法人こども・コムステーション・いしかり
委員	朝倉 恵	一般公募
委員	穴田 めぐみ	一般公募
委員	今西 浩子	特定非営利活動法人石狩市手をつなぐ育成会
委員	大森 由紀子	一般公募
委員	近藤 宏	石狩市私立認定こども園振興会
委員	佐藤 勉	弁護士 / 石狩総合法律事務所
委員	重山 麻人	石狩市校長会
委員	坪田 清美	石狩市保育所連絡協議会
委員	時任 千恵	一般公募
委員	新田 大志	特定非営利活動法人ジェルメ・まるしえ
委員	長谷川 洋子	石狩市民生委員児童委員連合協議会
委員	細谷 准一	札幌人権擁護委員協議会石狩部会
委員	細田 幸男	石狩市校長会
委員	星野 ゆかり	子育て支援ワーカーズ ぼけっとママ
アドバイザー	松倉 聡史	旭川市立大学短期大学部教授

委員は50音順

【令和5年度 石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会 開催状況】

回数	開催年月日	内容
第1回	R5.7.5	(1) 子どもの権利に関する条例の検討について（提言依頼） (2) 松倉アドバイザーによる講話（子どもの権利や子どもの権利に関する条例について）
第2回	R5.9.27	(1) 「子ども」の定義について (2) 大切な子どもの権利について
第3回	R5.11.22	(1) 責務について (2) 子どもの権利の日について (3) 子どもの参加、意見表明について (4) 子どもの権利保障について (5) 子どもに関する施策の推進について
第4回	R6.2.19	